

天草広域連合広域計画

【第3次計画】

[平成28年度～平成37年度]

天草広域連合

第3次天草広域連合広域計画目次

第3次広域計画の策定趣旨	1
第3次広域計画の構成	2
第3次広域計画の計画期間	2
天草圏域の概況	3
1 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関する事	4
2 広域サインに関する事	6
3 消防に関する事	7
4 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事	11
5 ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関する事	13
6 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関する事	14
7 広域計画の期間及び改定に関する事	15

1 第3次広域計画の策定趣旨

広域計画は、広域連合に求められる広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応することを基本に、広域連合を組織する市町やその住民に対して、『広域連合が掲げる目標や事務処理の具体的方針を示し、広域連合と関係市町が相互に連携しながら適切な役割分担のもと機能的に事務処理を進めていくための指針』となる計画です。

天草広域連合では、地方自治法第291条の7の規定に基づき、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする「第2次広域計画」を策定し、それに沿って各種施策を展開してまいりました。

この間、天草圏域におきましては、少子化や景気の低迷などにより人口は減少の一途をたどり、また、高齢化が着実に進行しています。

また、関係市町の財政状況は、市町合併後10年が経過することによる普通交付税の一本算定への移行や税収の減少などにより、ますます厳しくなっています。

このような状況下にあって、多様化する広域行政需要に的確に対応するとともに、住民のより一層の福祉の向上を図るためには、今後も引き続き、限られた財源を集中的かつ重点的に配分し、より効率的で効果的な行政運営に努める必要があります。

以上のような観点に立ち、「第3次広域計画」の策定にあたっては、「天草広域連合広域計画等策定審議会」の答申を踏まえるとともに、「天草はひとつ」という認識のもと、今後の10年間を見据えた計画としています。

2 第3次広域計画の構成

第3次広域計画は、国、県の重要施策及び関係市町の基本構想や諸施策との調和を保つとともに、天草広域連合広域計画等策定審議会の答申を踏まえ『主要目標』を設定し、その実現に向けた施策、事務事業の達成方針を計画するものとします。

(計画策定の視点)

- 少子高齢化、経済情勢の変化、関係市町の財政状況、住民ニーズの多様化などに的確に対応できる計画とします。
- 関係市町の関連事務の推進施策・動向などと連携した計画とします。
- 関係市町や住民の意見を反映し、施策の目標が明確となる計画とします。
- 住民との協働・参画による天草圏域の発展と住民福祉の向上に寄与する計画とします。

(第3次広域計画の項目)

- (1) 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること。
- (2) 広域サインに関すること。
- (3) 消防に関すること。
- (4) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- (5) ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること。
- (6) 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること。
- (7) 広域計画の期間及び改定に関すること。

3 第3次広域計画の計画期間

第3次広域計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とし、5年ごとに見直しを行います。

4 天草圏域の概況

天草圏域は、熊本県の西南部に位置し、有明海、不知火海及び東シナ海に囲まれた大小120余りの島々からなる島しょ地域で、東西約48km、南北約44km、面積約876.49km²を有し、標高400～600mまでの山々が多く平坦地が少ない地域であり、河川は短く保水力に乏しいため、自然災害や水不足の要因となっています。

気候は、年平均気温15～16℃、年間降水量約1,800～2,200mmと比較的温暖多雨であることから、本圏域の産業は、海に囲まれた環境と温暖な気候を生かし、漁業、農業を基幹産業として発展してきました。また、南蛮文化、キリシタンの歴史、イルカウォッチングや恐竜化石など多くの観光資源に恵まれた地域であり、風光明媚な自然と、マラソンやハイヤ踊りなどの元気溢れる天草の様々な取り組みを展開するとともに、基幹産業である農林水産業活性化のため柑橘類果実や野菜、花き栽培の振興や魚介類のブランド化などに取り組んでいます。

これらの産業の振興と住民生活の利便性の向上に欠かせない社会資本の整備においては、熊本都市圏と天草圏域の連携強化を図るため地域高規格道路の整備や港湾施設、広域農道などをはじめとする基盤整備を進めるとともに、九州圏域全体のアクセスとして天草空港の利用促進、圏域を越えた交流連携構想の実現を目指しています。

一方、住民の生活に直結する市町行政については、地方分権型社会構築を基本に、基礎自治体としての行財政能力の向上を図るため、広域合併が進められ、平成16年3月に上天草市が、平成18年3月には天草市がそれぞれ誕生し、天草圏域は、苓北町を含めた2市1町で構成することとなりました。

このような中、天草広域連合は、住民の生活活動範囲や経済活動範囲が市町の枠を越え広域化し、行政需要も効率化が求められることから、平成11年7月に介護認定審査事務について、公平性・公正性を確保することなどを目的に設立され、その後、消防事務、ごみ処理事務などを加え現在に至っています。

1 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること

【主要目標】

『公正・公平な介護認定審査事務の推進と効率的な運営』

介護保険法の趣旨に基づき、関係市町と連携し、公正・公平な介護認定審査事務を行うとともに、持続性のある効率的な運営を推進します。

【経緯】

高齢化に伴い、寝たきりや認知症などにより要介護者が増加する中、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指して、平成12年4月から介護を社会全体で支える介護保険制度が始まりました。

天草広域連合では、介護保険に関する事務を広域的に処理するため、平成11年10月に介護認定審査会を設置し、審査判定を開始しました。

【現状と課題】

公正・公平な審査判定を行うため、天草圏域の関係団体などの推薦による医療、福祉、保健の各分野の学識経験者170人以内において介護認定審査会委員を委嘱するとともに、20以内の合議体を編成し、昼、夜に分けて介護認定審査会を各会場において開催しています。

介護認定審査会を適切に運営していくためには、今後も各分野から委員の確保を図り、合議体編成や効率的な審査件数などに配慮する必要があります。

【今後の方針】

介護認定審査会については、医療、福祉、保健の各分野の関係団体と連携を密にしながら委員の確保を図り、円滑な審査会の運営を推進します。

また、国の動向を注視するとともに、関係市町と情報の共有を図り、適切な制度の運営に努めます。

【主要施策】

- 介護認定審査会を円滑に運営するため、関係機関と連携し、委員の確保を図ります。

- 公正・公平な審査判定のため、委員の研修などを実施し、委員の知識の向上などを図ります。
- 認定審査の平準化や一次判定の精度向上に資するための情報を提供し、意見交換を行いながら、関係市町及び委員との連携を図ります。
- 関係市町と連携して、介護認定システムの開発及び適切な管理運営を行います。
- 効率的な介護認定審査会の事務処理体制について、関係市町と協議・検討を進めます。

2 広域サインに関すること

主要目標

『天草圏域の観光及び経済の振興の推進』

天草圏域の良好な景観の形成、情報の発信及び来訪者の円滑な誘導を広域的に行い、地域の観光及び経済の振興を推進します。

【経緯】

天草広域サイン計画（実施主体：旧天草広域市町村圏協議会）に基づき、平成元年度から2ヶ年事業で、天草全域において、一体的な統一デザインによる案内誘導観光サインを全国に先駆けて整備しました。

【現状と課題】

広域サインは、九州新幹線全線開業などによる観光客の増加を見据え、また、国際化に対応するため、平成18年度に、4カ国語（日本語、英語、韓国語及び中国語）表記とするリニューアル事業を実施し、天草圏域内は広域サインが所在する市町、天草圏域外は天草広域連合で維持管理を行っており、観光客の利便性を高めるとともに、天草のイメージアップを図り、交流人口の増加に努めてきました。

しかしながら、カーナビやスマートフォンなどが普及した現在においては、観光客などにとって、よりわかりやすいサインを検討する必要があります。

【今後の方針】

世界遺産登録を目指す「崎津集落」や日本ジオパークに認定された「天草ジオパーク」をはじめとする天草圏域の宝を有効に活用しながら、新たな観光・文化拠点の誕生など、状況の変化に応じた交流人口の増加を広域的かつ総合的に推進します。

また、来訪者の円滑な誘導を広域的に行えるよう、関係市町と連携して効果的な広域サインの検討を行います。

【主要施策】

- 関係市町、関係機関との連携による幹線道路などに広域サイン活用による案内板などの設置及び計画的な見直しなどを実施します。
- 他圏域との横軸、縦軸構想を有機的に結ぶ新たなサインの開発検討による天草圏域の観光及び経済振興施策の推進を図ります。
- 既設の広域サインの維持管理施策の推進を図ります。

3 消防に関すること

主要目標

『安全で安心して暮らせるまち』

総合的な消防力の充実・確保により住民の生命と財産を保護し『安全で安心して暮らせるまち』を目指します。

【経緯】

昭和23年消防組織法が施行され、自治体消防制度が発足し、天草圏域においては、昭和29年に本渡市消防署が設置され、常備消防として活動を開始しました。

また、昭和39年に牛深市消防署が設置され、昭和46年、広域常備消防として1市3町（旧本渡市、旧有明町、旧新和町及び旧五和町）の本渡地区消防組合、昭和48年には、天草全市町による天草消防組合が発足し、平成13年7月に消防事務を当広域連合へ統合編入し、現在に至っています。

【現状と課題】

- 1 市町合併後10年を経過することから、今後普通交付税の消防に係る基準財政需要額が減少する中、関係市町の財政運営はますます厳しい状況にあり、多様化する住民ニーズに応じていくため、限られた財源で円滑な活動ができる体制となるよう改革を進める必要があります。
- 2 近年の災害を見ますと、東日本大震災、広島豪雨災害、御嶽山噴火災害など多くの方が巻き込まれるという大惨事となっています。災害はますます複雑・多様化する傾向にあり、大規模災害が発生した場合、海に囲まれた天草圏域にあっては孤立することも考えられ、不測の事態に迅速、的確に対処するため、これまで以上に危機管理体制の充実強化が求められています。
- 3 地域高規格道路をはじめ上島中央広域農道の開通や天草上島と下島を結ぶ第2架橋の整備推進に伴い、出動隊の編成や出動経路など消防活動にも大きな変化を生じ、これまでとは違った事故や災害の状況に対応するための消防救助体制を整備する必要があります。
- 4 天草圏域にあっては、人口減少、少子高齢化が急速に進んでおり、消防団員の加入促進を図っているものの年々減少していることから常備消防に求められるものが大きくなっています。地域の消防団とより一層の連携を図りながら、機動力を充実し消防力の維持向上を進めて行く必要があります。

- 5 災害発生時に何よりも大切なことは、日頃から地域での防災意識を高め、住民一人ひとりが互いに助け支えあい、素早い初期対応を行っていくことです。そのため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共通認識の下、各地域で自主防災組織の充実を図るとともに、関係機関が連携を深めていく必要があります。
- 6 高齢化の進展と核家族化、疾病構造の変化などにより救急需要が高い水準で推移していく中、救命率の向上を図るため、医師会や医療機関など関係機関とより一層連携を強化し、メディカルコントロール体制（医師の助言・指導体制）を充実していくとともに、住民にAED（自動体外式除細動器）の使用方法を含む応急手当の普及啓発を図り、住民の期待に応え得る救急行政を推進していく必要があります。
- 7 近年、建物の大規模化や用途の複合化が進み、小規模雑居ビルの防火管理体制では、違反是正や防火管理の徹底、避難・安全基準の充実強化が求められています。
また、建物火災の死傷者では、住宅火災による割合が8割を超え、中でも高齢者の占める割合が大きいことから天草圏域では、住宅防火対策が予防行政における重要課題となっています。また、他圏域ではグループホームなど小規模施設において相次いで火災が発生していることから、関係機関との連携を密にし、防火安全対策の推進に取り組む必要があります。

【今後の方針】

『安全で安心して暮せるまち』の実現に向け、重点的に取り組むべき次の4項目について、明確な目標を定めて積極的に推進します。

1 消防体制の再構築

消防体制の再構築を行うに当たっては、総合的な消防力の充実・確保による効率的な組織体制を目指します。

- 人口の減少、少子高齢化と変動する社会情勢を踏まえ、厳しい財源の中、消防署再編による適正な定員管理を行うなど消防体制の見直しを進めます。
- 火災をはじめ複雑・多様化する事故の災害現場にいち早く到着し、的確な消防活動を行い、人命危険の排除及び被害の軽減を図っていくために、迅速な出動体制の確立を目指します。
- 地域の消防団員が減少する中、常備消防と非常備消防の連携を更に高め、消防力の維持に努めます。
- 通常時の消防力をはるかに上回る大規模災害や予測し難い特殊災害に対応できる施設・装備の充実を目指すとともに、災害発生時における地域との連携協力による防災体制の確立を目指します。
- 防災拠点となる消防署庁舎の耐震化などによる機能回復を図るとともに、PA連携（消防車と救急車の同時出動）や同時に2つの救急事案に対処可能な人員配

置及び将来を見据えた署の配置を推進し、緊急車両の集中配備などによる機動力の確保を目指します。

2 救急行政の推進

高齢化の進展や交通事故の増加などにより増大する救急需要に、迅速、的確に対応できるよう救急体制の確立を目指します。

- 傷病者の救命率を向上させるため、救急救命士の養成を計画的に進めていくとともに、医師会や医療機関との連携強化を目指します。
- 救急車の到着までの間の応急処置は、救命率向上に大きな効果があり、引き続き、各種救命講習会を開催して救命のリレーを周知し、AED(自動体外式除細動器)の有効活用を図るなど住民への応急手当の普及活動を促進します。

3 火災予防体制の整備

建物火災や危険物施設の火災が相次ぐ中、消防法や関係法令の遵守の徹底に向け、査察の強化を図り、違反処理体制の確立と違反是正の推進に努めます。

- 住宅火災の未然防止や被害を軽減するため、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理を主眼とした防火指導とともに、一般家庭や事業所における自主防火管理体制の推進など、関係市町や消防団など関係機関と住民や事業所との連携強化を深めながら、防災意識向上に資する防火防災体制の確立を目指します。
- 住宅火災から高齢者や障がい者の安全を確保するため、災害弱者に配慮した防火安全対策を推進します。

4 人材育成と組織の活性化

消防職員の人材育成と地域の防災力を高め、消防・防災活動の充実を図ります。

- 多様化する住民ニーズや新たな消防需要に対応し、消防サービスの充実を図るため消防職員の育成と組織の活性化のため、職員研修や訓練を実施し、能力開発に積極的に取り組みます。
- 今までの災害発生の教訓から自主防災組織の必要性が高まっており、「自分のまちは自分たちで守る」という共通認識の下、自主防災組織の組織率の向上と、訓練指導により組織の活性化を推進します。
- 住民の意見やニーズを消防行政に反映していくために、住民の消防行政への参画を推進します。

【主要施策】

- 消防体制の再構築として次の施策を推進します。
 - ・ 消防署再編による効率的な署の配置に関する施策
 - ・ 消防署庁舎の機能回復及び維持管理に関する施策
 - ・ 緊急車両の現場到着所要時間の短縮に関する施策

- ・ 関係市町及び消防団との連携強化に関する施策
- 救急行政として次の施策を推進します。
 - ・ 救急体制の充実強化に関する施策
 - ・ 救急高度化事業に関する施策
 - ・ 医療機関との連携強化に関する施策
 - ・ 応急手当の普及啓発に関する施策
- 火災予防体制の整備としての次の施策を推進します。
 - ・ 違反処理体制に関する施策
 - ・ 防火安全対策に関する施策
 - ・ 危険物施設保安対策に関する施策
- 人材育成と組織の活性化として次の施策を推進します。
 - ・ 人材育成に関する施策
 - ・ 組織の活性化に関する施策
 - ・ 自主防災組織の訓練指導などに関する施策
 - ・ 消防行政への住民参画に関する施策

4 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること

主要目標

『天草圏域の循環型社会形成の推進』

天草圏域の豊かな自然や生活環境を将来の世代に適切に引き継ぐため、環境への負荷の少ない循環型社会形成を推進します。

【経緯】

ごみ焼却施設は、昭和52年度から旧本渡地区清掃センター及び旧松島地区清掃センターの供用を開始しましたが、施設の老朽化に加え、ごみ量の増大、ごみ質の多様化により適正な処理が難しくなったため「ごみ処理処分基本計画」を策定して、平成8年度に松島地区清掃センター、平成12年度に本渡地区清掃センターを移転改築し、供用開始しました。

一般廃棄物最終処分場は、平成10年度に新白洲一般廃棄物最終処分場を供用開始しましたが、平成25年度に埋立てが終了したことにより、現在は、焼却灰などについては民間施設へ搬出し、埋立てを行っています。

また、天草圏域内には、これらの施設以外に天草市が管理運営する3ヶ所のごみ処理施設と2ヶ所の最終処分場があります。

【現状と課題】

天草圏域のごみ焼却施設及び最終処分場の各施設とも更新の時期を迎えていることから、新たな施設の整備が必要であり、平成24年度に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、平成25年度に「施設整備基本計画」を策定しています。

ごみ処理施設の環境への負荷軽減策として、ダイオキシン類の排出削減のため広域化による全連続炉への取組みが求められており、熊本県の一般廃棄物処理広域化計画においては、「当面、100トン/日規模以上の焼却施設の整備が可能な広域圏を形成し、将来的には処理能力300トン/日規模以上の拠点施設の整備が可能となる広域圏の構築を目指す。」とされています。

このため、新たな施設の整備では、それぞれの施設の現状を考慮しながら、天草圏域全体を見据えた効率的な処理体制の確立を図ることを基本に、ごみ処理の効率化を図るとともに、広域化に取り組むこととしており、「天草市有明町須子地区・赤崎地区」を新ごみ処理施設建設地としています。

関係市町のごみ処理行政の基本方針と調和を保ちながら、住民の生活基盤である環境への負荷を軽減する施策を実施することにより、天草圏域の循環型社会の形成を図

る必要があります。

【今後の方針】

『天草圏域の循環型社会形成の推進』を図るため、次の3項目について重点的に取り組み、積極的な施策を展開します。

- 1 ごみ処理については、関係市町と連携し、住民の理解と協力のもと、廃棄物の発生を抑制し、適正な分別回収を行うことにより、天草圏域のごみ排出量の削減に努めるとともに、適正な処分の確保に資する施策を推進します。
- 2 ごみ処理施設の整備に当たっては、住民の理解と協力のもと、天草圏域の既存のごみ処理施設の統廃合により、環境への負荷の軽減及び廃棄物行政の効率化を図ります。
- 3 最終処分場の整備に当たっては、将来的な処分能力の確保を図るとともに、効率的な最終処分体制の確立に向けた施策を推進します。

【主要施策】

- 関係市町の廃棄物行政における諸施策と連携して、次の施策を推進します。
 - ・ごみの発生抑制及び減量化
 - ・ごみの再資源化
- ごみ処理施設の設置及び管理運営について、次の施策を推進します。
 - ・天草圏域内5ヶ所のごみ処理施設の統廃合
 - ・ごみ処理施設の統廃合に伴う住民サービスの維持向上
- 最終処分場の設置及び管理運営について、次の施策を推進します。
 - ・処分能力の確保
 - ・天草圏域の効率的な最終処分体制の確立

5 ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関する こと

主要目標

『地域住民の福祉の増進と広域連合施設への理解の促進』

広域連合が設置している松島地区集会所が、地域コミュニティの場として地域住民の福祉の増進に寄与できるよう、適切な管理運営に努めます。

【経緯】

平成11年度に松島地区清掃センターの敷地内に、ミニバレーボールなどができる体育館としての機能を備えた「松島地区集会所」を建設し、管理運営を行っています。

【現状と課題】

松島地区集会所の管理に当たっては、管理人を置かず、鍵の管理について、平日の昼間は職員が、平日の夜と土日及び祝日は清掃センター運転管理業務委託会社が行っていますが、新ごみ処理施設完成後、地域住民が引き続き松島地区集会所を有効活用できるよう、関係市町と協議する必要があります。

【今後の方針】

住民の利用を促進し、住民に親しまれる施設となるよう管理運営に努めます。

【主要施策】

- 松島地区集会所の管理運営について、次の施策を推進します。
 - ・ 松島地区集会所の適切な維持管理
 - ・ 新ごみ処理施設完成後における松島地区集会所の有効利用の促進

6 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること

【経緯】

平成11年の広域連合設立と同時に介護認定審査会の運営に係る事務を中心に行ってきましたが、広域的な行政運営をさらに効率的かつ効果的に行うため、それぞれ圏域内の一部事務組合が行ってきた「ごみ処理事務」、「消防事務」及び「斎場事務」を平成13年に連合事務に加えました。

斎場事務については、平成18年に天草市へ移管し、現在の連合事務処理体制となっています。

【現状と課題】

関係市町が広域合併により2市1町となっている現状から、地方分権や基礎的自治体の権能拡充の流れを考慮しつつ、厳しくなっていく地方財政の中で、今後の広域連合の事務の在り方について、協議・検討する必要があります。

【今後の方針】

関係市町の基本方針や諸施策と整合性を保ちながら、権限委譲事務、効率性が高く広域的検討を要する事務及び広域連合の事務の在り方についても調査検討を行い、関係市町と協議・検討を進めます。

また、関係市町と広域的な連携を基本とする計画などの策定が生じた場合は、協議・検討します。

【主要施策】

- 広域にわたる事務の在り方について次の施策を推進します。
 - ・ 広域連合の事務の在り方の調査検討に関する施策
 - ・ 権限委譲事務、広域的連携に基づく計画などの作成に関する施策
 - ・ 「天草圏域はひとつ」として関係市町業務の連携などの調査研究に関する施策

7 広域計画の期間及び改定に関すること

この第3次広域計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とし、5年間を基本に当該計画期間の満了前に見直しを行います。

ただし、事務事業の追加など変更の必要が生じた場合は、天草広域連合議会の議決を経て改定します。